

小山工業高等専門学校ネーミングライツ事業取扱規程

令和8年1月21日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）におけるネーミングライツ事業に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 事業者等 法人、法人以外の団体（以下「法人等」という。）又は法人等により構成された団体をいう。
- 二 ネーミングライツ 事業者等が本校の施設等の愛称を決定する権利をいう。
- 三 ネーミングライツ事業 契約により、本校がネーミングライツを付与した事業者（以下「ネーミングライツパートナー」という。）からその対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得て、教育研究環境の向上を図るための事業をいう。

(基本方針)

第3条 ネーミングライツ事業は、本校の施設等の本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象となる施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようしなければならない。

2 本校は、ネーミングライツ事業を導入した施設等について、愛称を積極的に使用するものとする。

3 本校は、ネーミングライツ事業を導入した施設等の名称の変更は行わず、必要に応じて愛称ではなく従来の施設等の名称を使用するものとする。

(ネーミングライツの付与期間)

第4条 ネーミングライツを付与する期間は、原則3年以上とする。ネーミングライツパートナーが契約期間の更新を希望する場合は、その理由を付して契約期間の末日の6ヶ月前までにその旨を本校に通知することで優先的に交渉することができる。

(ネーミングライツに付帯する特典等)

第5条 ネーミングライツ事業者は、施設等に愛称を設定できるほか、サイン等を掲示できるものとする。

(募集)

第6条 ネーミングライツ事業の実施に当たっては、次に掲げるところにより、原則として公募によるものとする。

- 一 募集については、ホームページ等により広く行うものとする。
 - 二 ネーミングライツ料その他ネーミングライツ事業に必要な事項については、募集の都度募集要項において定める。
- 2 校長は、次に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、前項の規定にかかわらず

ず、公募によらずにネーミングライツ事業を決定することができる。

一 本校との共同研究と直接関連する施設等に係るネーミングライツ事業であって、当該共同研究の相手方又はこれらに準ずる者以外にネーミングライツ事業を実施させることが不利である場合

二 前号のほか、特定の者以外ではネーミングライツ事業が実施できない場合

(応募)

第7条 ネーミングライツ事業への応募資格を有する事業者等は、次のいずれにも該当しない者とする。

一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある者

二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営む者及び当該営業に類する事業を行う者

三 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない者

四 社会問題をおこしている者

五 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を行う者（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する者を除く。）

六 賭け事に係る業種に属する事業を行う者

七 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体

八 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体

九 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者及び申立てがなされている者

十 国税、地方税等を滞納している者

十一 前各号によるもののほか、小山工業高等専門学校のネーミングライツパートナーとしてふさわしくないと本校が認める者

2 ネーミングライツ事業に応募する者は、ネーミングライツ事業実施申込書（別紙様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、校長に提出しなければならない。

一 対象施設等での具体的なサイン等の掲示概要

二 事業者等の概要を記載した書類

三 定款、寄附行為その他これらに類する書類

四 事業者等の登記事項証明書（発行3ヶ月以内のもの）

五 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書

六 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書等）

(使用できない愛称)

第8条 ネーミングライツパートナーは、次に掲げる愛称は使用することができない。

一 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

二 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

三 特定の政党又は政治団体の宣伝に関するもの

四 宗教の宣伝又は布教活動に関するもの

五 個人、団体又は組織等の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの

六 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

- 七 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
- 八 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に関するもの
- 九 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業に関するもの
- 十 酒の広告や飲酒を促すもの
- 十一 たばこの広告や喫煙を促すもの
- 十二 社会問題の主義及び主張に関するもの
- 十三 個人の名刺広告に関するもの
- 十四 本校の名誉又は信用を損なうおそれのあるもの
- 十五 その他表記する愛称及び広告として適当でないと認められるもの

(審査機関)

第9条 ネーミングライツパートナーの選定、命名する愛称及びネーミングライツ料その他の審査は、企画戦略会議において行う。

2 審査に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(決定及び通知)

第10条 校長は、企画戦略会議の審査の内容及び結果を尊重し、応募された愛称の採用の可否及びネーミングライツパートナーを決定するものとする。

2 校長は、第7条第2項の規定により応募した者に対し、採用を決定したときは、ネーミングライツ事業者決定通知書(別紙様式第2号)により、不採用を決定したときは、ネーミングライツ事業者不採用決定通知書(別紙様式第3号)により通知しなければならない。

(契約)

第11条 校長は、ネーミングライツパートナーの決定後、速やかに契約担当役(独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則第8条第1号に規定する者をいう。)に採用決定者との契約を締結させるものとする。

(費用負担)

第12条 ネーミングライツ事業に係る施設等の愛称及びサイン等の設置又は変更に係る経費については、ネーミングライツパートナーが負担するものとする。

2 契約期間の満了及びネーミングライツの取消しに伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーが負担するものとする。

(ネーミングライツ料の納入)

第13条 ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツ料を指定された期日までに本校が指定した預金口座へ年度毎に一括で納入しなければならない。ただし、校長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

2 校長は、前項ただし書の場合においては、ネーミングライツパートナーと協議の上、支払方法、納入額及び納入時期を別に定めることができる。

(愛称変更の禁止)

第14条 ネーミングライツ事業の契約期間内における愛称の変更は、禁止とする。ただし、校長が特に必要と認めるときはこの限りではない。

(契約の解除)

第 15 条 ネーミングライツパートナーの都合により、ネーミングライツの継続が困難な場合には、契約の解除を申出ができる。

2 ネーミングライツパートナーは、前項の規定により契約の解除を申出ようとするときは、ネーミングライツ事業契約解除申出書（別紙様式第 4 号）を、校長に提出しなければならない。

(ネーミングライツの取消し)

第 16 条 校長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ネーミングライツの付与を取り消すことができる。

- 一 指定する期日までにネーミングライツ料の納入がないとき
 - 二 ネーミングライツパートナーが、法令及び要項等に違反し、又はそのおそれがあるとき
 - 三 ネーミングライツパートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき
 - 四 前条の規定により、ネーミングライツパートナーから契約解除の申出があったとき
 - 五 本校の都合により、対象施設等を取り壊し、使用不可又は維持管理が困難となったとき
 - 六 その他校長がネーミングライツの決定を取り消すことを必要と認めるとき
- 2 校長は、前項の規定によりネーミングライツの付与を取り消したときは、ネーミングライツ付与取消決定通知書（別紙様式第 5 号）によりネーミングライツパートナーに通知するものとする。
- 3 前項の規定によりネーミングライツの付与を取り消した場合、第 13 条の規定により既に納入されたネーミングライツ料については、返還しないものとする。ただし、本条第 1 項第五号の規定により本校が契約を解除した場合は、ネーミングライツ料の全部又は一部を返還する。

(事務)

第 17 条 ネーミングライツ事業に関する事務は、総務課が処理する。

(雑則)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和 8 年 1 月 21 日から施行する

別紙様式第1号（第7条関係）

年　月　日

小山工業高等専門学校長 殿

申込者

住 所：

名 称：

代表者：

ネーミングライツ事業実施申込書

小山工業高等専門学校ネーミングライツ事業取扱規程第7条第2項の規定に基づき、関係書類を添えて以下のとおり応募します。

対象施設等						
愛称						
愛称の理由						
契約期間 (原則3年以上)	年	月	日から	年	月	日まで
ネーミングライツ料	年額	円(税込)				
	総額	円(税込)				
担当者連絡先	担当部署名					
	担当者名					
	電話					
	E-mail					

添付書類

- ① 対象施設等での具体的なサイン等の掲示概要
- ② 事業者等の概要を記載した書類
- ③ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ④ 事業者等の登記事項証明書（発行3ヶ月以内のもの）
- ⑤ 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- ⑥ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書等）

別紙様式第2号（第10条関係）

小高専総第 号
令和 年 月 日

殿

小山工業高等専門学校長
○○ ○○
〔公印省略〕

ネーミングライツ事業決定通知書

次のとおりネーミングライツパートナーに採用することを決定しましたので、小山工業高等専門学校ネーミングライツ事業取扱規程第10条第2項の規定により通知します。

対象施設等						
愛称						
愛称の理由						
契約期間	年 月 日から 年 月 日まで					
ネーミングライツ料	年額					円（税込）
	総額					円（税込）

別紙様式第3号（第10条関係）

小高専総第 号
令和 年 月 日

殿

小山工業高等専門学校長
○○ ○○
〔公印省略〕

ネーミングライツ事業不採用決定通知書

年 月 日付で申込みいただいたネーミングライツ事業について、不採用となりましたので、小山工業高等専門学校ネーミングライツ事業取扱規程第10条第2項の規定により通知します。

また、募集の機会がありましたら、ご検討のほどよろしくお願ひいたします。

別紙様式第4号（第15条関係）

年　月　日

小山工業高等専門学校長 殿

申込者
住 所：
名 称：
代表者：

ネーミングライツ事業契約解除申出書

小山工業高等専門学校ネーミングライツ事業取扱規程第15条第2項の規定に基づき、以下のとおり事業の契約解除を申出ます。

対象施設等						
愛称						
契約期間	年　月　日から			年　月　日まで		
ネーミングライツ料	年額					円（税込）
	総額					円（税込）
契約解除の理由						

別紙様式第5号（第16条関係）

小高専総第 号
令和 年 月 日

殿

小山工業高等専門学校長
○○ ○○
〔公印省略〕

ネーミングライツ付与取消決定通知書

の愛称を決定するネーミングライツの付与について、次の理由により取消しを決定しましたので、小山工業高等専門学校ネーミングライツ事業取扱規程第16条第2項の規定により通知します。

なお、同条第3項の規定により、既に納入されたネーミングライツ料については返還しません。

対象施設等	
愛称	
契約期間	年 月 日から 年 月 日まで
取消年月日	年 月 日
取消理由	